



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示（福祉政策課）…………… 1
- 沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示（障害福祉課）…………… 2

訓 令

- 沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護・緑化推進課）…………… 4
- 沖縄県生活保護嘱託法律専門家設置規程（福祉政策課）…………… 4
- 沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（福祉政策課）…………… 5
- 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 5
- 沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 6
- 消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令（消費・暮らし安全課）…………… 6
- 沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令（国際物流商業課）…………… 6
- 金城ダム操作規程の一部を改正する訓令（河川課）…………… 7
- 倉敷ダム操作規程の一部を改正する訓令（河川課）…………… 8
- 座間味ダム操作規程の一部を改正する訓令（河川課）…………… 8
- 我喜屋ダム操作規程の一部を改正する訓令（河川課）…………… 9
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課）…………… 10

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 10

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 12

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 14

告 示

沖縄県告示第200号

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程（昭和47年沖縄県告示第55号）の一部を次のように改正する。

本則中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第1号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に、「あて」を「宛て」に改める。

第2号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県告示第201号

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示

沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第8条第2項中「なくした」を「亡失した」に、「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第9条第1項中「しなくなつた」を「しなくなった」に改める。

第10条第2項中「あつた」を「あった」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第11条第1項中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同条第2項中「あつては」を「あっては」に、「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

別表中「福祉保健所名」を「福祉事務所名」に、「沖縄県北部福祉保健所」を「沖縄県北部福祉事務所」に、「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉事務所」に、「沖縄県南部福祉保健所」を「沖縄県南部福祉事務所」に、「沖縄県宮古福祉保健所」を「沖縄県宮古福祉事務所」に、「沖縄県八重山福祉保健所」を「沖縄県八重山福祉事務所」に改める。

第1号様式第七面及び第八面中「県福祉保健所」を「県福祉事務所」に改める。

第1号様式の2別冊第五面中「県福祉保健所」を「県福祉事務所」に、「沖縄社会保険事務局」を「年金事務所」に改め、同様式別冊第六面及び別冊第八面中「県福祉保健所」を「県福祉事務所」に改め、同様式別冊第九面中「県福祉保健所」を「県福祉事務所」に、「北部福祉保健所」を「北部福祉事務所」に、「中部福祉保健所」を「中部福祉事務所」に、「沖縄市字美里1688-1県中部合同庁舎内」を「沖縄市美原1-6-28」に、「南部福祉保健所」を「南部福祉事務所」に、「宮古福祉保健所」を「宮古福祉事務所」に、「宮古島市平良字西里1125」を「宮古島市平良字東仲宗根476」に、「0980-72-3771」を「0980-72-2420」に、「八重山福祉保健所」を「八重山福祉事務所」に、「098-893-4411」を「098-893-4411(代)」に、「豊見城市字翁長854」を「豊見城市字翁長854-1」に、「宮古島市城辺字福里600-1」を「宮古島市平良字西里186」に、「0980-77-4901」を「0980-73-1975」に改め、同様式別冊第十面中「那覇市首里石嶺町4-394」を「那覇市首里石嶺町4-404-2」に、「098-886-2805・2900」を「098-886-2900」に、「沖縄市字知花529-1」を「沖縄市知花6-34-6」に、「那覇市首里石嶺町4-380」を「那覇市首里石嶺町4-385-1」に改める。

第2号様式中

「
交 付
療育手帳 申請書
再交付
を
年 月 日
沖縄県知事 殿
申請者 印

「
交 付
療育手帳 申請書
再交付
年 月 日 に、
沖縄県知事 殿
申請者 印
(申請者連絡先：)

性別	男・女
職業	
続柄	
職業	

を

性別	男・女
続柄	

に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第10条関係）

療育手帳台帳

手帳記号番号	第 号		申請年月日 年 月 日				
			交付年月日 年 月 日				
本人	ふりがな	生年		明治・大正・昭和・平成		性別	男・女
	氏名	月日	年 月 日生				
	住所	電話番号					
保護者	氏名	生年		明治・大正・昭和・平成		続柄	
	住所	月日	年 月 日生				
	氏名	生年		明治・大正・昭和・平成		続柄	
	住所	月日	年 月 日生				
判定の記録	回数	判定年月日	総合判定	合併障害	判定機関		
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
再交付	年 月 日	理由	イ ロ ハ				
	(再交付理由) イ 紛失 ロ 破損又は著しい汚損 ハ 記載欄に余白がない ※ 理由欄は、該当する記号を○印で囲むこと。						
返還	年 月 日	理由	イ ロ ハ ニ				
	(返還理由) イ 県外に転居 ロ 交付対象者に該当しなくなった ハ 死亡した ニ 手帳を必要としなくなった ※ 理由欄は、該当する記号を○印で囲むこと。						
備考							

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳は、改正後の沖

沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳とみなす。

訓 令

沖縄県訓令第30号

環 境 部

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境部自然保護・緑化推進課」を「環境部自然保護課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第31号

子 ども 生 活 福 祉 部

沖縄県生活保護嘱託法律専門家設置規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県生活保護嘱託法律専門家設置規程

（設置）

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく要保護者の保護の決定及び実施に関する事務に係る法律上の問題等に対応するため、沖縄県南部福祉事務所に沖縄県生活保護嘱託法律専門家（以下「法律専門家」という。）を設置する。

（身分）

第2条 法律専門家は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 法律専門家は、沖縄県南部福祉事務所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、各福祉事務所（沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）第3条第2項の表に規定する福祉事務所をいう。）において行う生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の保護の決定及び実施に関する事務等に係る法律上の問題及びその対応策について、専門的立場から助言することをその職務とする。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 法律専門家は、弁護士のうちから知事が委嘱する。

2 法律専門家の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、子ども生活福祉部福祉政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

（報酬等）

第5条 法律専門家の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 法律専門家の勤務場所は、沖縄県南部福祉事務所とする。

2 法律専門家の1月の勤務日数は2日以内とし、勤務する日及び勤務時間は所長が別に定める。

（服務）

第7条 法律専門家は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 法律専門家は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 法律専門家は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 法律専門家は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。
(解嘱)

第8条 知事は、法律専門家が次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 法律専門家として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、法律専門家に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第32号

子ども生活福祉部

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生活保護等嘱託医設置規程（平成26年沖縄県訓令第69号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第6条第1項中「沖縄県北部福祉保健所」を「沖縄県北部福祉事務所」に、「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉事務所」に、「沖縄県南部福祉保健所」を「沖縄県南部福祉事務所」に、「沖縄県宮古福祉保健所」を「沖縄県宮古福祉事務所」に、「沖縄県八重山福祉保健所」を「沖縄県八重山福祉事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第33号

沖縄県教育委員会教育長訓令第7号

沖縄県警察本部訓令第10号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 加 藤 達 也

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程（昭和50年沖縄県訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

別表第2中「広報交流課主幹」を「広報課主幹」に、「生活安全企画課課長補佐（審査担当）」を「生活安全企画課課長補佐（審査第二担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第34号

子ども生活福祉部

沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令

(沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程(平成23年沖縄県訓令第64号)の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第6条第1項中「沖縄県北部福祉保健所」を「沖縄県北部福祉事務所」に、「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉事務所」に、「沖縄県南部福祉保健所」を「沖縄県南部福祉事務所」に、「沖縄県宮古福祉保健所」を「沖縄県宮古福祉事務所」に、「沖縄県八重山福祉保健所」を「沖縄県八重山福祉事務所」に改める。

(沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県母子・父子自立支援員設置規程(平成24年沖縄県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県中部福祉保健所(以下「中部福祉保健所」という。)及び沖縄県南部福祉保健所(以下「南部福祉保健所」という。)」を「沖縄県北部福祉事務所(以下「北部福祉事務所」という。)、沖縄県中部福祉事務所(以下「中部福祉事務所」という。)及び沖縄県南部福祉事務所(以下「南部福祉事務所」という。)」に改める。

第3条及び第6条第1項中「中部福祉保健所又は南部福祉保健所」を「北部福祉事務所、中部福祉事務所又は南部福祉事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第35号

子ども生活福祉部

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令

消費生活専門相談員設置規程(平成18年沖縄県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県消費生活センター」を「子ども生活福祉部消費・暮らし安全課」に改める。

第3条中「沖縄県消費生活センター所長(以下「所長」という。)」を「子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長(以下「消費・暮らし安全課長」という。)」に改める。

第6条第1項中「沖縄県消費生活センター」を「子ども生活福祉部消費・暮らし安全課」に改め、同条第2項中「所長」を「消費・暮らし安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第36号

商 工 労 働 部

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程（平成26年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「商工労働部国際物流商業課長（以下「国際物流商業課長」という。）」を「商工労働部アジア経済戦略課長（以下「アジア経済戦略課長」という。）」に改め、同条第3号中「国際物流商業課長」を「アジア経済戦略課長」に改める。

第7条第1項中「商工労働部国際物流商業課」を「商工労働部アジア経済戦略課」に改め、同条第2項中「国際物流商業課長」を「アジア経済戦略課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第37号

土 木 建 築 部
沖縄県南部土木事務所

金城ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

金城ダム操作規程の一部を改正する訓令

金城ダム操作規程（平成13年沖縄県訓令第100号）の一部を次のように改正する。

令達先中「沖縄県ダム事務所」を「沖縄県南部土木事務所」に改める。

第2条中「、流水」を「及び流水」に改める。

第3条中「7立方メートル」を「7.0立方メートル」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第9条中「沖縄県ダム事務所長」を「沖縄県南部土木事務所長」に改め、同条第1号中「7立方メートル」を「7.0立方メートル」に改め、同条第2号中「沖縄本島」を「沖縄島」に改め、同条第3号中「警報」の次に「（土砂災害に係るものを除く。）」を加える。

第10条第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条及び第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第14条第1項第2号中「により必要がある」を「があると認める」に改める。

第16条中「ため」を「ために」に、「別表第2に掲げる」を「毎秒0.02立方メートルの」に、「できる」を「する」に改める。

第17条中「ため」を「ために」に、「別表第1」を「別表」に改め、「関係機関」の次に「（沖縄気象台を除く。）」を加える。

第19条第1項中「ため」を「ために」に改め、同条第2項中「ため、別に定めるところにより、その」を「ための」に改める。

第20条第1項中「ため」を「ために」に改める。

第21条中「別に定めるところにより」を「その結果を」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第10条、第17条関係）

関 係 機 関	
名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
那覇市	総務部総務課
那覇警察署	警備課

那覇市消防局	警防課
沖縄气象台	予報課

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第38号

土 木 建 築 部
沖縄県中部土木事務所

倉敷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

倉敷ダム操作規程の一部を改正する訓令

倉敷ダム操作規程（平成17年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先中「沖縄県ダム事務所」を「沖縄県中部土木事務所」に改める。

第4条中「ダム」を「ダムの」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「沖縄県ダム事務所長」を「沖縄県中部土木事務所長」に改め、同条第2号中「沖縄本島」を「沖縄島」に改め、同条第3号中「警報」の次に「（土砂災害に係るものを除く。）」を加える。

第12条及び第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第17条中「ため」を「ために」に改める。

第18条中「ため」を「ために」に、「71,000立方メートル」を「50,600立方メートル」に改める。

第19条中「ため」を「ために」に、「関係機関」の次に「（沖縄气象台を除く。）」を加える。

第21条第1項中「ため」を「ために」に改め、同条第2項中「ため、別に定めるところにより、その」を「ための」に改める。

第22条第1項中「ため」を「ために」に改める。

第23条中「別に定めるところにより」を「その結果を」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条、第19条関係）

関 係 機 関	
名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
沖縄市	総務部防災課
沖縄警察署	警備課
沖縄県企業局	配水管理課
沖縄市消防本部	警防課
沖縄气象台	予報課

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第39号

土 木 建 築 部
 沖縄県南部土木事務所

座間味ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

座間味ダム操作規程の一部を改正する訓令

座間味ダム操作規程（平成17年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令達先中「沖縄県ダム事務所」を「沖縄県南部土木事務所」に改める。

第4条中「ダム」を「ダムの」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「沖縄県ダム事務所長」を「沖縄県南部土木事務所長」に改め、同条第2号中「沖縄本島」を「沖縄島」に改め、同条第3号中「警報」の次に「（土砂災害に係るものを除く。）」を加える。

第12条及び第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第17条中「ため」を「ために」に、「掲げる」を「定める」に、「できる」を「する」に改める。

第18条中「ため」を「ために」に改める。

第19条中「ため」を「ために」に改め、「関係機関」の次に「（沖縄気象台を除く。）」を加える。

第21条第1項中「ため」を「ために」に改め、同条第2項中「ため、別に定めるところにより、その」を「ための」に改める。

第22条第1項中「ため」を「ために」に改める。

第23条中「別に定めるところにより」を「その結果を」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条、第19条関係）

関 係 機 関	
名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
座間味村	総務課
那覇警察署	座間味駐在所
座間味消防団	総務課
沖縄気象台	予報課

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第40号

土 木 建 築 部
 沖縄県北部土木事務所

我喜屋ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

我喜屋ダム操作規程の一部を改正する訓令

我喜屋ダム操作規程（平成18年沖縄県訓令第70号）の一部を次のように改正する。

令達先中「沖縄県ダム事務所」を「沖縄県北部土木事務所」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「沖縄県ダム事務所長」を「沖縄県北部土木事務所長」に改め、同条第3号中「警報」の次に

「(土砂災害に関するものを除く。)」を加える。

第12条及び第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

別表第1中

沖縄県	土木建築部河川課	を
沖縄県	土木建築部北部土木事務所	

「

沖縄県	土木建築部河川課
-----	----------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第41号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「審査班」を「審査第1班及び審査第2班」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第2知事公室部の項中

「

広報交流班 班長 広報交流課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他 広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。 4 災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体と の連絡調整に関すること。	を
--------------------	---	---

」

「

広報班 班長 広報課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他 広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。	に、
----------------	--	----

」

「

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携にかかる連絡に関すること。
--------------------	---------------------

」

地域安全政策班 班長 地域安全政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
------------------------	-------------------	---

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関する事。	に改め、
--------------------	-------------------	------

同表環境部の項中

自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 動物の保護及び収容に関する事。	を
------------------------------	---	---

自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 動物の保護及び収容に関する事。	に改め、
--------------------	---	------

環境再生班 班長 環境再生課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
--------------------	-------------------	--

同表商工労働部の項中

国際物流商業班 班長 国際物流商業課長	生活物資の流通調整に関する事。	を
------------------------	-----------------	---

アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関する事。	に改め、
--------------------------	--------------------------------	------

同表文化観光スポーツ部の項を次のように改める。

文化 観 光 ス ポ ー ツ 部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 部の関係機関との連絡調整に関する事。
	観光振興班 班長 観光振興課長	観光客への情報提供等に関する事。
	観光整備班 班長 観光整備課長	観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	文化振興班 班長 文化振興課長	文化施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	空手振興班 班長 空手振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。

別表第3中

北部土木事務所 北部福祉保健所 北部農林水産振興センター	を	北部土木事務所 北部福祉事務所 北部保健所 北部農林水産振興	に、「北部福祉保健所長」を「北部福祉事務所長」に、
------------------------------------	---	---	---------------------------

「センター」			
「 中部土木事務所 中部福祉保健所 中部農林土木事務所」	を	「 中部土木事務所 中部福祉事務所 中部保健所 中部農林土木事務所」	に、「中部福祉保健所長」を「中部福祉事務所長」に、
「 南部土木事務所 南部福祉保健所 南部農林土木事務所」	を	「 南部土木事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部農林土木事務所」	に、「南部福祉保健所長」を「南部福祉事務所長」に、
「 宮古事務所 宮古福祉保健所 宮古農林水産振興センター」	を	「 宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 宮古農林水産振興センター」	に、「宮古福祉保健所長」を「宮古福祉事務所長」に、
「 八重山事務所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振興センター」	を	「 八重山事務所 八重山福祉事務所 八重山保健所 八重山農林水産振興センター」	に、「八重山福祉保健所長」を「八重山福祉事務所長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県国民保護対策本部長
 沖縄県知事 翁 長 雄 志
 沖縄県緊急対処事態対策本部長
 沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第2知事公室部の項中

「 広報交流班 班長 広報交流課長」	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する こと。 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び	を
--------------------------	--	---

		収録にすること。 4 海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整にすること。	
	広報班 班長 広報課長	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表にすること。 2 報道機関との連絡調整及び記者発表にすること。 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び収録にすること。	に、
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡にすること。	を
	地域安全政策班 班長 地域安全政策課長	部内各班又は他部の応援にすること。	
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡にすること。	に改め、
同表環境部の項中			
	自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査にすること。 2 動物の保護及び収容にすること。	を
	自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査にすること。 2 動物の保護及び収容にすること。	に改め、
	環境再生班 班長 環境再生課長	部内各班又は他部の応援にすること。	
同表商工労働部の項中			
	国際物流商業班 班長 国際物流商業課長	生活物資の流通調整にすること。	を
	アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査にすること。	に改め、
同表文化観光スポーツ部の項を次のように改める。			
文化 観 光 ス ポ ー ツ 部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	1 部の庶務及び連絡調整にすること。 2 部所管の被災情報等の総括にすること。 3 部の関係機関との連絡調整にすること。	
	観光振興班 班長 観光振興課長	観光客への情報提供等に関するにすること。	
	観光整備班 班長 観光整備課長	観光施設の保全対策及び被害調査にすること。	
	文化振興班 班長 文化振興課長	文化施設の保全対策及び被害調査にすること。	
	空手振興班 班長 空手振興課長	部内各班又は他部の応援にすること。	
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の保全対策及び被害調査にすること。	

交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する こと。
--------------------	------------------------------------

別表第4中

「 北部土木事務所 北部福祉保健所 北部農林水産振興 センター 」	を	「 北部土木事務所 北部福祉事務所 北部保健所 北部農林水産振興 センター 」	に、「北部福祉保健所長」を「北部福祉事務所長」に、
「 中部土木事務所 中部福祉保健所 中部農林土木事務 所 」	を	「 中部土木事務所 中部福祉事務所 中部保健所 中部農林土木事務 所 」	に、「中部福祉保健所長」を「中部福祉事務所長」に、
「 南部土木事務所 南部福祉保健所 南部農林土木事務 所 」	を	「 南部土木事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部農林土木事務 所 」	に、「南部福祉保健所長」を「南部福祉事務所長」に、
「 宮古事務所 宮古福祉保健所 宮古農林水産振興 センター 」	を	「 宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 宮古農林水産振興 センター 」	に、「宮古福祉保健所長」を「宮古福祉事務所長」に、
「 八重山事務所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振 興センター 」	を	「 八重山事務所 八重山福祉事務所 八重山保健所 八重山農林水産振 興センター 」	に、「八重山福祉保健所長」を「八重山福祉事務所長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事公室部の項中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第2中「6条関係」を「第6条関係」に改め、同表総括情報部の項中

	28 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関すること。
--	--

を

	28 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関すること。 29 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。
--	---

に改め、同表知事公室部の項中

広報交流班 班長 広報交流課長	1 新型インフルエンザ等に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 2 記者発表に係る調整に関すること。 3 外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。
基地対策班 班長 基地対策課長	米軍への要請に関すること。
地域安全政策班 班長 地域安全政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

を

広報班 班長 広報課長	1 新型インフルエンザ等に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 2 記者発表に係る調整に関すること。
基地対策班 班長 基地対策課長	米軍への要請に関すること。

に改め、同表環境部の項中

自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	自然界における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関すること。
------------------------------	--------------------------------------

を

自然保護班 班長 自然保護課長	自然界における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関すること。
環境再生班 班長 環境再生課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

に改め、同表子ども生活福祉部の項中

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・こども家庭課長	1 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関すること。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関すること。
------------------------------	---

を

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・こども家庭課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関すること。
------------------------------	------------------------------

に改

め、同表商工労働部の項中「国際物流商業班」を「アジア経済戦略班」に、「国際物流商業課長」を「アジ

「ア経済戦略課長」に改め、同表文化観光スポーツ部の項中

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設における感染防止及びまん延防止の情報提供に関する事。
文化振興班 班長 文化振興課長	1 文化施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 文化施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	1 スポーツ施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 スポーツ施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。

を

観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設における感染防止及びまん延防止の情報提供に関する事。
観光整備班 班長 観光整備課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
文化振興班 班長 文化振興課長	1 文化施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 文化施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
空手振興班 班長 空手振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	1 スポーツ施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 スポーツ施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
交流推進班 班長 交流推進課長	外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関する事。

に改める。

別表第3 北部地方本部の項中「北部福祉保健所保健総括」を「北部保健所健康推進班長」に、「 | 北部福祉保健所」を「 | 北部福祉事務所」に、
 「総括班 班長 北部福祉保健所」を「 | 北部福祉保健所 福祉総括 班長 北部保健所総務 企画班長」に、

「生活福祉班 班長 北部福祉保健所 福祉総括」を「生活福祉班 班長 北部福祉事務所 長」に改め、同表中部地方本部の項中

「地方副本部長 中部福祉保健所保健総括」を「地方副本部長 中部保健所保健健康総括」に、「 | 中部福祉保健所」を「 | 中部福祉事務所」に、

「総括班 班長 中部福祉保健所 福祉総括」を「総括班 班長 中部保健所総務 企画班長」に、「 | 医療衛生班 班長 中部福祉保健所 保健総括」を

「医療衛生班 班長 中部保健所健康 推進班長」を「生活福祉班 班長 中部福祉保健所 福祉総括」に改め、同表

「地方副本部長 南部地方本部の項中 南部福祉保健所保健総括」を「地方副本部長 南部保健所保健健康総括」に、「 | 南部福祉保健所」を「 | 南部福祉事

「総括班 班長 中部福祉保健所 福祉総括」を「 | 医療衛生班 班長 中部福祉事務所 長」に改め、同表

務所」に、 班長 南部福祉保健所 を 班長 南部保健所総務 に、 班長 南部福祉保健所 を
 福祉総括 」 企画班長 」 保健総括 」
 「医療衛生班 「生活福祉班 「生活福祉班
 班長 南部保健所健康 に、 班長 南部福祉保健所 を 班長 南部福祉事務所 に改め、同表
 推進班長 」 福祉総括 」 長 」
 宮古地方本部の項中「宮古福祉保健所保健総括」を「宮古保健所健康推進班長」に、「 | 宮古福祉保
 」「総括班 「総括班
 健所」を「 | 宮古福祉事務所」に、 班長 宮古福祉保健所 を 班長 宮古保健所総務 に、
 福祉総括 」 企画班長 」
 「生活福祉班 「生活福祉班
 班長 宮古福祉保健所 を 班長 宮古福祉事務所 に改め、同表八重山地方本部の項中「八重山福
 祉保健所保健総括」を「八重山保健所健康推進班長」に、「 | 八重山福祉保健所」を「 | 八重山福祉事務
 」「総括班 「総括班 「生活福祉班
 所」に、 班長 八重山福祉保健 を 班長 八重山保健所総 に、 班長 八重山福祉保健 を
 所福祉総括 」 務企画班長 」 所福祉総括 」
 「生活福祉班
 班長 八重山福祉事務 に改める。
 所長 」

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号